

六十八 第66条《共同で現物出資をした場合の課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(償却超過額がある場合等の処理)</p> <p>66-5 (1) (2)その否認金に相当する金額を当該法人の当該特定共同出資をした日を含む事業年度の益金の額に.....</p> <p>(特定共同出資により受け入れた減価償却資産の耐用年数の見積り等)</p> <p>66-7措置法第45条の3第2項又は第47条から第48条に規定する特別償却(同法第68条の29第2項又は第68条の34から第68条の36に規定する特別償却を含む。)については、たとえその適用期間が経過していない場合でも当該共同新設会社についてはその適用がないことに留意する。</p> <p>(持株割合が100%未満又は25%未満となることが見込まれていることの意義)</p> <p>66-9 措置法令第39条の10第1項第4号に規定する<u>特定事業法人及び他の特定事業法人の有する当該共同新設会社の株式等の数が当該共同新設会社の発行済株式等の総数の100分の100未満となること又は当該特定事業法人の有する当該共同新設会社の株式等の数が当該共同新設会社の発行済株式等の総数の100分の25未満となること</u>が見込まれているものとは、.....</p>	<p>(償却超過額がある場合等の処理)</p> <p>66-5 (1) (2)その否認金に相当する金額を当該法人の当該特定共同出資をした日の属する事業年度の益金の額に.....</p> <p>(特定共同出資により受け入れた減価償却資産の耐用年数の見積り等)</p> <p>66-7措置法第45条の3第2項又は第47条から第48条に規定する特別償却については、たとえその適用期間が経過していない場合でも共同新設会社についてはその適用がないことに留意する。</p> <p>(持株割合が100%未満又は25%未満となることが見込まれていることの意義)</p> <p>66-9 措置法令第39条の10第1項第4号に規定する「<u>当該共同新設会社の発行済株式の総数若しくは出資金額の100分の100未満となること又は当該特定事業法人の有する当該共同新設会社の株式の数若しくは出資の金額が当該共同新設会社の発行済株式の総数若しくは出資金額の100分の25未満となること</u>が見込まれているもの」とは、.....</p>